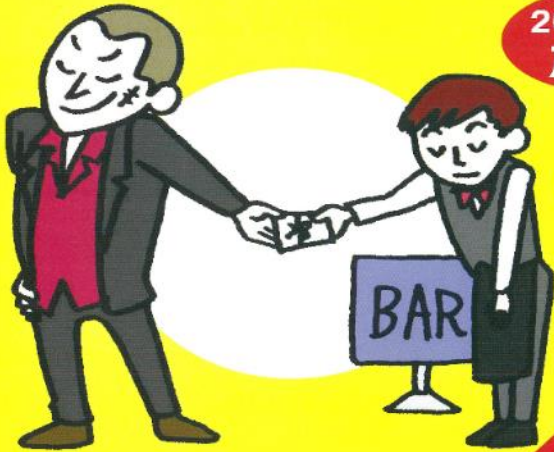




静岡県 暴力団排除条例改正



2019.8.1
施行



罰則
1年以下の懲役
又は50万円以下
の罰金

罰則規定

○暴力団の排除を特に必要とする繁華街を「暴力団排除特別強化地域」に指定(裏面参照)その地域内で

○風俗店、飲食店、風俗案内所等を営む「特定業者」(裏面参照)が

- ・暴力団員から用心棒の役務の提供を受けること
- ・暴力団員等に用心棒料やみかじめ料を支払うこと

○暴力団員等が

- ・特定業者に用心棒の役務を提供すること
- ・特定業者から用心棒料やみかじめ料を受け取る

に対して罰則規定を設けるものです。

特定業者が自ら違反事実を申し出た場合には刑が減輕又は免除される自首減免規定があります。

1 用心棒料 営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため、顧客、従業員その他の関係者との紛争の解決又は鎮圧を行うことの対償として暴力団員が要求する金品等をいいます。
2 みかじめ料 営業に係る業務を行うことを容認することの対償として暴力団員が要求する金品等をいいます。

暴力団排除特別強化地域



三島市泉町、一番町、本町、芝本町、広小路町

特定営業者

暴力団排除特別強化地域内で下記営業を営む方を「特定営業者」といいます。

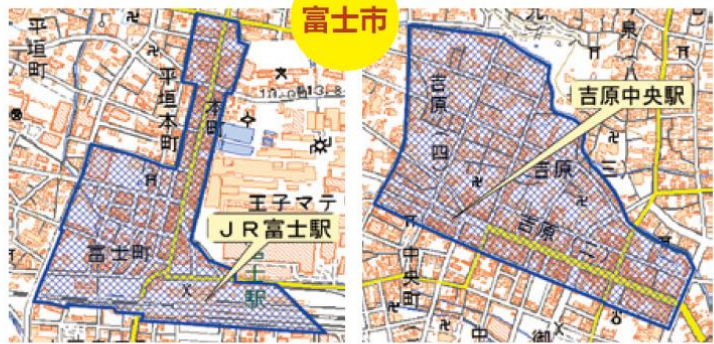
種別	風俗適正化法第9条第1項第1号	営業形態	種別	風俗適正化法第9条第1項第2号	営業形態
接待飲食等営業	2 1 1	社交飲食店	無店舗型性風俗特殊営業	2 7 1	デリバリーヘルス
		料理店			2 7 2
	2 1 2	低照度飲食店	映像送信型性風俗特殊営業	2 8 -	インターネットアダルトサイト
遊技業営業	2 1 3	区画庫飲食店	店舗型電話異性紹介営業	2 9 -	テレホンクラブ
		麻雀店			2 10 -
	2 1 4	パチンコ店	特定遊興飲食店営業	2 11 -	クラブ等
店舗型性風俗特殊営業	2 6 1	ソープランド	接客業務受託営業	2 13 -	コンパニオン派遣業
	2 6 3	ストリップ劇場・モードスタジオ 風俗適正化法第9条第1項第2号		2 13 4	料理店、旅館、居酒屋、レストラン、寿司屋、そば屋等
	2 6 4	ラブホテル			
	2 6 5	アダルトショップ等		風俗情報誌、インターネットサイトの発行、運営を行う事業者	
	2 6 6	出会系喫茶			風俗案内所において風俗案内を行う営業

沼津市



沼津市上土町、大手町1丁目、大手町2丁目、大手町3丁目、大手町4丁目、大手町5丁目、添地町、高島町、町方町

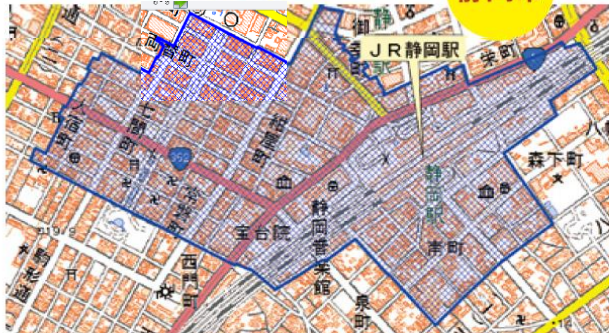
富士市



富士市富士町、本町

富士市吉原2～4丁目

静岡市



静岡市葵区黒金町、紺屋町、呉服町2丁目、七間町、昭和町、駿河町、常盤町1丁目、常盤町2丁目、人宿町1丁目、御幸町、人宿町2丁目、両替町2丁目、駿河区南町

浜松市



浜松市中区旭町、板屋町、鍛冶町、肴町、神明町、砂山町、田町、千歳町、伝馬町、平田町、旅籠町、連尺町

静岡県警察
SHIZUOKA PREF. POLICE

<http://www.police.pref.shizuoka.jp/>
詳しくは

お問い合わせは、静岡県警察本部へご連絡ください。
(月～金 午前8時30分から午後5時15分まで、祭日を除く)
刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課暴力排除係
(☎054-271-0110)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地図(タイル)を複製したものである。(承認番号平29情模 第579号)
承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。